

星槎道都大学 研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、星槎道都大学（以下「本学という。」）における学術研究が、科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、社会から信頼を確保することを目的とし、教育・研究に従事する全ての研究者の遵守すべき倫理基準をここに定める。

(定義)

第2条 「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的・学術的・総合的に行う個人の教育・研究や、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究の他すべての研究をいう。

2 「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

3 「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費・研究旅費及び研究者が学外から獲得した競争的研究資金・受託研究費・奨学寄附金等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学における全ての研究の最高管理責任者は学長とする。

2 最高管理責任者は、研究倫理の保持及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

3 最高管理責任者は、研究倫理審査委員会から研究活動にかかる以下の報告を受けた時は、当該研究の遂行中止を命ずることができる。

(1) 不正行為が生じているおそれがある場合

(2) 不正行為が生じた場合

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、事務局長とする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて、各部署における研究及び研究費の運営・管理が適正に行われるよう指導・監督する責務を有する。

4 統括管理責任者は、研究倫理教育統括責任者となり、研究者に対し定期的に研究倫理教育を行う。

(コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者)

第5条 本学の各部署における研究や研究に係わる業務について実質的な責任と権限を持つ者を、コンプライアンス推進責任者と定める。

2 コンプライアンス推進責任者は、学務委員会の委員長とする。

3 コンプライアンス推進責任者は、研究及び研究費の管理・運営が適正に行われるよう指導監督する。

4 研究者が所属する部局の長は、研究活動に関わる研究倫理教育責任者となり、当該部局の研究倫理教育を推進する。

(研究者の倫理及び責務)

第6条 研究者は研究に際し次の事項を遵守する。

(1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。

(2) 他の国や地域の文化・伝統・価値観・規範等の理解に努め尊重し、また、性別・人種・思想・宗教などによる差別を行ってはならない。

- (3) 国際的に認められた規範、規約及び条約、わが国の法令、告示等及び本学の諸規程等を遵守する。
- (4) 産学官連携による受託研究、共同研究活動にあつては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはならない。
- (5) 共同研究者、研究協力者及び研究支援者が、対等な人格であることを理解しお互いに尊重しなければならない。特に学部学生等に対し、不当な取扱や不利益を被らせないよう十分な配慮をしなければならない。
- (6) 研究責任者は、研究活動及び研究費の取扱に係る不正行為が起きないように指導しなくてはならない。
- (7) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなくてはならない。
- (8) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行う。

(資料・情報・データ等の利用及び管理)

第7条 研究者は、研究成果が再現できるよう、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等の滅失・漏えい・改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

2 研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等を、当該論文等の発表後、原則10年間、試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については原則5年間保存・保管しなくてはならない。ただし、法令又は本法人の規程等に保存期間の定めのある場合や資金配分機関による取り決めがある場合はそれに従うものとする。また、保存・管理が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

3 研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等は、統括管理責任者の要請に応じて開示しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第8条 研究者は、人の行動・環境・心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報保護)

第9条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人を特定できる資料・情報・データ等は、本学の「個人情報保護規程」に従うものとする。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第10条 研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令、本法人の関連規程及び取扱い要領等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果公表)

第11条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するために、研究倫理に則り適切な方法によって公表しなければならない。

2 研究成果の公表には、次の各号に留意しなければならない。

- (1) データや論拠の信頼性の確保
 - (2) ねつ造、改ざんを行わない
 - (3) 引用なしに他者の研究成果を使用しない
 - (4) 個人情報の保護と同意を得ること。
- 3 他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現を心がけなければならない。不適切な引用、引用の不正確さ・不備、誇大な表現や誤解を招く表現などは、不正行為と見なされることを十分認識すること。
 - 4 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表・利用に際しては明確な同意を得なければならない。
 - 5 公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会及び学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(他者の業績評価・検証)

- 第 12 条 研究者が、論文査読、審査委員等の委託を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準・審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなくてはならない。
- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(モニタリング)

- 第 13 条 本学は、研究費等の適正な運営・管理を徹底するため、本学の「公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づき、モニタリングと監査を実施する。

(本学の責務)

- 第 14 条 この規程の運用を実効あるものとするために、研究者の研究倫理に反する行為を防止するため本学の「研究倫理審査規程」及び「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を別に定め、「研究倫理審査委員会」及び「研究活動不正対策委員会」を設置する。
- 2 研究者の研究倫理意識を高めるために必要な啓発活動、倫理教育を実施する。
 - 3 研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談、又は不正に係る申立て、情報提供並びにこの規程に関する相談、照会等に対応するための窓口を以下の通り設置する。
 - (1) 研究に関する事務手続き及び研究費等に関する規程について、学内外からの相談を受け付ける窓口を教育研究支援課に置く。
 - (2) 研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた学内外の者からの苦情、相談、又は告発等を受け付ける通報窓口を事務局長とする。

(研究倫理教育)

- 第 15 条 研究者の研究倫理意識を高め不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために定期的に研究倫理教育を実施する。
- 2 本学所属及び本学で研究を行うすべての者は、研究倫理教育統括責任者や各関係委員会の実施する研究倫理教育を受講しなければならない。
 - 3 大学学部学生で卒業研究等の研究活動を行う者に対しては、研究倫理教育統括責任者が研究分野に応じて研究倫理教育を実施する。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、教育研究支援課において処理する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、学務委員会の意見を聴き、学長が決定する。

附則

1 この規程は、令和6年8月19日から施行する。